

協力金支給額算定方式 フローチャート

中小企業等（下記参照）に該当しますか？

はい

申請店舗における令和2年又は令和元年の6月の飲食部門1日当たりの売上高（※）は次のどれに当たりますか？

※消費税及び地方消費税を除く

A
10万円以下

B
10万円超～
25万円以下

C
25万円超

いいえ

A

B

C

申請店舗における令和2年又は令和元年の6月の飲食部門1日当たりの売上高（※）と比べて令和3年6月の飲食部門1日当たりの売上高（※）の減少額が25万円以下ですか？

※消費税及び地方消費税を除く

はい

いいえ

4万円/日

▶ 算定シート

【1】

※4万円/日
×20日での
申請は算定
シートの提出不要

売上高に
応じて

4.1～10万円

/日

▶ 算定シート

【2】

10万円/日

▶ 算定シート

【2】

売上高減少額に
応じて

10～20万円

/日

▶ 算定シート

【3】

売上高減少額に
応じて

0～20万円

/日

▶ 算定シート

【3】

売上高方式

売上高減少額方式

●中小企業等の範囲

業種	中小企業者の要件（次のいずれか）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（会社・個人事業主）（上表）及び会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外のもの（その他の法人※）で主たる事業に応じ、常時使用する従業員数が中小企業基本法第2条第1項各号に規定する基準（上表参照）以下のもの。ただし、みなし大企業を除く。

※：一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合 等（上表の従業員数の基準以下の法人です）